求職者等に対するハラスメント防止に関する基本方針

1　基本方針

当院は、採用面接、職場見学、実習、インターンシップ、その他の求職活動において、求職者等に対するセクシュアルハラスメント、パワーハラスメント等のハラスメントを禁止します。また、すべての求職者等が安心して応募、見学、実習等を行うことのできる環境づくりに努め、求職者等の人格と尊厳を尊重した公正な採用活動を実施します。

2　禁止される行為

⑴　セクシュアルハラスメント

職員による性的な言動により、求職者等の求職活動等が阻害されること。

① 性的な内容の発言

・性的な事実関係を尋ねること

・性的な内容の情報を意図的に流布すること　など

② 性的な行動

・性的な関係を強要すること

・必要なく身体に触れること

・わいせつな画像等を配布すること　など

⑵　パワーハラスメント

職員による業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動により、求職者等の求職活動等が阻害されること。

① 身体的な攻撃（暴行・傷害）

② 精神的な攻撃（脅迫・名誉毀損・侮辱・ひどい暴言）

③ 人間関係からの切り離し（隔離・仲間外し・無視）

④ 過大な要求（業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制・仕事の妨害）

⑤ 過小な要求（業務上の合理性なく能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと）

⑥ 個の侵害（私的なことに過度に立ち入ること）

⑶　その他のハラスメント

その他求職者等の就職活動環境を害する行為

3　求職者等の定義

「求職者等」とは、以下の者を指します。

・採用応募者
・インターンシップ参加者
・実習生
・就職説明会等の参加者
・職場見学者
・その他、採用活動等の参加者

4　相談窓口

求職者等からの相談に適切に対応するため、相談窓口を設置しています。相談内容については秘密を厳守し、相談者のプライバシー保護に十分配慮します。

また、求職者等が相談窓口に相談したことを理由として、不利益な取扱いを行うことはありません。

【院内相談窓口】

担当部署	事務局管理課
電話番号	0587-32-2111（代表）
受付時間	午前 8 時 30 分から午後 5 時まで （土日・祝日・年末年始を除く。）
メールアドレス	hp-shokuin@city.inazawa.aichi.jp ※メールでのご相談は 24 時間受け付けておりますが、内容の確認及び対応は上記業務時間内になります。

【外部相談窓口】

行政機関	愛知労働局一宮総合労働相談コーナー
電話番号	0586-80-8088
受付時間	午前 9 時 30 分から午後 5 時まで （土日・祝日・年末年始を除く。）

5　相談後の対応及び再発防止

相談があった場合には、事実関係を確認のうえ、適切かつ迅速に対応します。

また、ハラスメント防止に関する啓発、研修等を実施し、再発防止に努めます。

令和８年 10 月

稲沢市病院事業管理者